

静岡県告示第624号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年7月16日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年7月16日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
船原西浦高原線	沼津市西浦古字字芦原560番の10から 沼津市西浦古字字芦原560番の9まで	令和3年7月16日